

入 札 公 告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 旅券（パスポート）等輸送業務
- (2) 委託内容等 業務仕様書による
- (3) 委託場所 宮崎県庁（本館 1 階パスポートセンター）及び県内 6 カ所の旅券窓口
- (4) 委託期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで（3 年間の長期継続契約）
- (5) 入札方法

(1) の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本委託業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
 - ② 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 4 6 年宮崎県告示第 9 3 号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者で営業種目が「U その他」であること。
 - ③ 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 4 条に規定する認定を受けている者。
 - ④ 県内に本店もしくは営業所を置く者であること。
 - ⑤ 公告日から入札日までのいずれの日においても、指名停止を受けていない者であること。
 - ⑥ 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年宮崎県条例第 1 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 競争入札参加資格の確認

本委託業務に係る入札に参加しようとする者は、令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 5 時 15 分までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申込書に必要書類を添付した上で、3 (1) の宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 期間 公告日から令和8年9月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

4 入札に関する質問及び回答

入札説明書及び仕様書について、入札説明書に定める日までに「入札質問書」の提出があった場合においては、質問者に対し回答する。ただし、入札参加者全員に影響する回答の場合は、県ホームページに回答を記載する。

5 入札説明書の交付期間及び場所

上記3「契約条項を示す期間及び場所」に同じ

6 開札場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁7号館4階741会議室
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和8年9月16日（水）午前10時

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 その他

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 本件業務に係る契約上条項の特約として、翌年度以降予算が減額又は削除された場合においては県が契約を解除できる規定を設けるものとする。
- (3) その他、この入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (4) 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課 国際企画・旅券担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
（電 話）0985-44-2619
（FAX）0985-26-7327

(E-mail) kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp